

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

オンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い、令和4年10月1日より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されました。この加算は保険医療機関において、初診及び再診時に患者さんの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。

当院では、以下の体制を整備しています。

- オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

2023年1月4日（水）より

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定致します。
令和5年12月31日まで、特例措置に伴い以下の点数を算定致します。

加算1（6点）	【初診】 ・従来の保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合
加算2（2点）	【初診】 ・紹介状を持参された場合 ・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られる場合
加算3（2点）	【再診】 ・従来の保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

